

特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成九年十一月十八日

参議院議長 斎藤十朗殿

山口哲夫

特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問主意書

自衛隊及び在日米軍基地周辺の関係地方自治体に対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金が支給される。今回、沖縄駐留米軍の実弾砲撃演習の本土移転にともない、関係各地方自治体に対し、今後五年間にわたくて同交付金が上乗せされることになったという。同交付金及びその上乗せ分の交付の要件、基準等について不明があるので、以下の点につき質問する。

- 一 右交付金及び上乗せ分は、それぞれいかなる趣旨で支出されるのか。
- 二 関係地方自治体が、右交付金及び上乗せ分の交付の対象となるためには、それぞれどのような要件が必要か。またそれを決定する明確な基準は存在するのか。あればその基準を示されたい。
- 三 移転先の一つである北富士演習場についても、関係各地方自治体に対して右交付金が支給されており、また今年から上乗せ交付されることになっているが、富士吉田市ほか関係自治体は、いかなる点で交付金及び上乗せ分を支給されるそれぞれの要件を満たしているのか。それぞれの自治体ごとに、具体的に回答されたい。
- 四 また、北富士演習場に関する関係各地方自治体の場合、自治体により右交付金及び上乗せ分の金額が異

なるが、その積算根拠は何か、具体的に回答されたい。

右質問する。